

知的財産公共サービス包摂プログラム実施計画（2023-2025年）

発表日：2023-09-13

『知的財産強国建設綱要（2021-2035年）』『「第十四次五カ年」国家知的財産保護・運用計画』『知的財産公共サービス「第十四次五カ年」計画』の関連の課題の施策を徹底的に実行し、知的財産公共サービス包摂プログラムの実施を積極的に推進し、知財公共サービスの標準化・規範化・利便化のレベルを絶えず向上させ、イノベーションの成果を促進して人民により良い恩恵を与えるために、業務の実情に基づき、本計画を制定する。

一、总体要求

知的財産公共サービス包摂プログラムを実施する目的は、政策の包摂と公正、サービスの包摂とアクセシビリティ、データの包摂と公開を実現することで、各地の公共サービスの範囲をより広くし、効果をより高め、サービスをより良くし、体験をより優れたものにするよう促進することである。知的財産公共サービス包摂プログラムの実施には、習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針として、中国共産党第二十次全国代表大会および第二十期中央委員会第一回全体会議、第二回全体会議の精神を入念且つ徹底的に実行し、中国共産党中央委員会と国務院の決定と施策を高度に実行し、国家イノベーション制度に積極的に組み込み、高レベルな科学技術の自立と自己強化およびイノベーションの発展要件に焦点を合わせ、知財公共サービス制度を持続的に整備し、公共サービスの能力レベルを絶えず向上させ、知財公共サービスの主体の多様化・供給の均等化・分野の多様化・支援のデジタル化・人材の専門化を促進するよう努め、需要と供給が一致する各サービスに必要な階層別サービスメカニズムを構築し、公共サービスのオンラインとオフラインの融合発展を促進し、包摂効果のグレードアップを全面的に実現し、公共サービス制度および保護制度と運用制度が共同で効力を発揮するよう促進し、サービスチェーンとイノベーションチェーン・産業チェーン・人材チェーンの高度な融合を促進し、融通可能なイノベーションエコロジーの構築をサポートし、好ましいビジネス環境およびイノベーション環境を構築し、知財強国建設に有力な支援を提供し、経済社会の高品質な発展にさらに良く服務することを堅持する必要がある。

二、知財公共サービス機関の多様化の推進

(一) 知財公共サービスの基幹ノードとしての役割を十分に発揮する。各省レベルの知財管理部門の所属公共サービス機関は上と下をつなぐノードとしての役割を十分に発揮し、その地区の知財公共サービス機関の構築の統括に助力し、各レベルの知財情報公共サービスプラットフォームおよび関連の公共サービス商品を応用するよう推し進め、その地区の他の知財公共サービス機関を活性化し、地方のイノベーションの運動エネルギーを効果的に活発にする必要がある。(責任部門：公共服務司、各地の知財管理部門)

(二) 地市レベルの総合的な知財公共サービス機関の建設を強化する。各省レベルの知財管理部門は地市レベルの知財管理部門がその地区の実情に基づき、サービス資源を効果的に整合させ、総合的な知財公共サービス機関を建設するように指導する必要がある。2025年までに、全国の地市レベルの総合的な知財公共サービス機関のカバー率を50%以上まで向上させる。条件に見合う県(市・区)の知財管理部門が、その地区のイノベーションおよび発展のニーズに適した総合的な知財公共サービス機関を建設するよう奨励かつサポートする。(責任部門：公共服務司、各地の知財管理部門)

(三) 知財公共サービスの重要なネットワークの建設を強化する。高等教育機関、科学研究機関、科学技術情報機関、公共図書館、業界団体などを広く動員し、テクノロジー・イノベーションサポートセンター(TISC)、高等教育機関国家知財情報サービスセンターおよび国家知財情報公共サービスネットワークの建設に積極的に参与する。2025年までに、国家レベルの重要なネットワークを550個以上にする。全国專利情報宣伝利用拠点、全国專利文献サービスネットワークの知財情報宣伝利用における専門的な支援の役割を十分に発揮する。粵港澳大湾区一体化建設を中心として、香港特別行政区におけるTISCの設置を推進する。(責任部門：公共服務司、港澳台弁公室、文献部、各地の知財管理部門)

(四) 知財公共サービスの一般的なネットワークの範囲を拡大する。各省レベルの知財管理部門は、その地域におけるイノベーション発展の特徴に基づき、省レベルの知財公共サービスネットワークを合理的に配置し構築する必要がある。知財総合業務受理窓口、商標業務受理窓口、商標ブランド指導ステーションなどを指導し、知財情報照会、政策宣伝、業務相談などの公共サービスを積極的に展開する。各種の産業団地、試験モデル地区、サービス業密集地区などに知財公共サービス機関又は業務ステーションを設立し、イノベーション主体に寄り添い、イノベーションニーズに応えるよう指導およびサポートする。(責任部門：運用促進司、公共服務司、商標局、各地の知財管理部門)

(五) 知財公共サービス制度・保護制度・運用制度の相乗効果を促進する。知財保護センター、権利の迅速保護センターなどの機関が、知財保護と運用の「ワンストップ型」の総合サービスを展開し、それに基づき知財情報公共サービスを積極的に展開するよう奨励およびサポートする。(責任部門：保護司、運用促進司、公共サービス司、各地の知財管理部門)

三、知財公共サービスの供給の均等化の促進

(六) 知財公共サービスの標準化・規範化を促進する。『知財行政サービス事項処理基準』の適用を広く推進し、専利・商標・地理的表示・集積回路の配置設計に係る登記・登録などの関連業務の処理を統一的に規範化する。各地の知財管理部門は、知財サービス事項のリスト化管理を積極的に推進し、地方の知財行政サービス事項処理基準を制定および公布し、同一基準での受理、差異のない処理を実現する必要がある。国家知財公共サービスの重要なネットワークの共通公共サービス事項リストを制定および公布し、各レベル・各種の知財公共サービス機関が、個々のニーズに見合った公共サービス事項リストを發布するよう奨励およびサポートする。(責任部門：公共サービス司、各専利審査協力センター、商標局、各地の知財管理部門)

(七) 知財公共サービスの利便性を向上する。知財業務のオンライン処理の統一認証、統一登録の実現を促進する。「証明手続きの減少による利便化」を持続的に高度化し、電子証明書の共有応用を拡大する。知財総合業務受理窓口の業務受理範囲をより拡大するよう模索し、知財業務告知承諾処理を推進する。知財における処理頻度の高いサービス事項業務を処理するためのモバイル端末の構築を模索および推進し、「オンライン調査、オンライン処理」を段階的に実現する。市場監督管理総局、公安部などの部門との間の関連のデータ共有を強化し、経営主体、自然人などの情報を確認することで、特許・商標権利者が名称および住所変更の手続をする際に提出する関連証明書類を減らすことができるよう模索する。商標のオンラインサービスシステムをアップグレードし、図形商標の「画像検索」による照会・検索を実現し、商標業務のオンライン処理率をさらに向上させる。知財行政訴訟事件のオンライン応訴業務メカニズムを整備し、専利・商標の巡回審理・遠隔審理をより広範に推進する。(責任部門：運用促進司、公共サービス司、審査業務部、復審無効部、初審流程部、自動化部、商標局、各地の知財管理部門)

(八) 知財公共サービスを標準化した都市の建設を促進する。知財公共サービスの標準化・規範化・利便化のレベルの向上を中心として、知財分野での申請処理に基づくより多くの行政権事項および公共サービス事項を推進し、地方の行政サービスセンターに設置し、専利・商標・地理的表示・集積回路配置設計などの知財業務の受理・費用納入・照会・検索・相談などの「ワンステーション」サービスを提供し、且

つ関連サービス事項リストを形成する。知財業務の「ワンストップサービス」の範囲を拡大し、より多くの知財サービス事項のネットワーク上の処理を促進し、イノベーション要件が集中する産業団地に知財公共サービスネットワーク又は業務ステーションを設立するよう促進し、知財公共サービスの標準の統一、オンラインとオフラインのサービスの協力、データ情報のネットワーク共有、地域の公共サービスの発展の均衡化を実現する。2025年までに、知財公共サービスを標準化した都市を30箇所建設する。（責任部門：公共サービス司、自動化部、商標局、各地の知財管理部門）

（九）知財公共サービスと市場化サービスの協同的な発展を促進する。公共サービスと市場化サービスの境界をより明確に整理し、公共サービスの基礎的な保障役割を十分に発揮し、知財公共サービスと市場化サービスの協同的な発展の促進を加速させ、有望な政府が基礎を保障して効果的な市場がハイエンドを促進するサービス構造を構築する。条件に見合う地方が、各レベルの知財サービス業務密集地区に基づき、知財公共サービスおよび市場化サービスの資源を集め、知財チェーン全体を中心に統一かつ完全な知財サービスチェーンを構築し、公共サービスおよび市場化サービスの相乗効果を形成するよう奨励する。地方の知財管理部門が、公共サービス資源を十分に利用し、「知財サービス万里を行く」活動に基づき、知財公共サービス専門化サービスチームを形成し、特別な公共サービスを展開するよう奨励およびサポートする。知財市場化サービス機関が公益サービスを積極的に展開するよう奨励およびサポートする。（責任部門：運用促進司、公共サービス司、代理師協会、各地の知財管理部門）

（十）知財行政サービスの評価を規定化する。知財業務相談サービスプラットフォームをスムーズにし、規定化された業務相談サービスを提供する。知財業務処理窓口、オンラインサービスプラットフォーム、相談電話プラットフォームで「良否評価」業務を全面的に展開し、評価・改善・フィードバック・監督の全フローが結合した行政サービス評価メカニズムを形成する。（責任部門：公共サービス司、審査業務部、初審流程部、自動化部、商標局、検索相談センター、各地の知財管理部門）

四、知財公共サービス分野の多様化の促進

（十一）国家戦略科学技術力に対する公共サービス支援を強化する。国家実験室、国家科学研究機関、研究が高レベルな大学、科学技術的基幹企業などの国家戦略科学技術力に対する知財公共サービスの重要なネットワークを組織し、全フロー組み込み式知財公共サービスを模索および展開し、知財情報の高度な発掘および分析利用を強化し、重要な核心技術分野の科学技術の難関突破をサポートする。専利・商標審査協力センターが審査の完了に主に責任を持ち主に業務を行うことを基礎として、サービスの国家戦略を強調し、知財公共サービスを展開し、地域の高品質な発展を支援

し、高レベルの科学技術の自立と自己強化の実現をサポートする。（責任部門：公共サービス司、各専利審査協力センター、商標局、各地の知財管理部門）

（十二）新分野・新産業に対する公共サービス支援を強化する。完全な専利・商標審査モデルを整備し、より広い範囲で新分野・新産業の専利の集中審査を展開し、審査と新分野・新産業の発展の政策との協力および業務連携を強化する。メタバース、信頼できる人工知能、6G 通信技術などの先端技術分野について、知財情報分析利用などの公共サービス業務メカニズムの構築を模索する。データ加工能力を有する新分野・新産業企業について、知財データ供給力を増大し、世界的な先進レベルを有する複数の新分野・新産業テーマ別データベースの構築を奨励およびサポートする。（責任部門：条約法律司、公共サービス司、審査業務部、商標局、各地の知財管理部門）

（十三）地域重点産業に対する公共サービス支援を強化する。地域重点産業およびイノベーション発展需要を中心として、知財戦略相談・産業検索分析・業界計画研究・テーマ別データベース開発・知財リスク事前警告等の業務を展開し、重点産業の転換とアップグレードおよび新興産業の戦略的な発展成長をサポートし、産業チェーン・サプライチェーンの強靱性と安全性を向上させる。（責任部門：公共サービス司、各地の知財管理部門）

（十四）地方活性化のための公共サービス支援を強化する。知財公共サービス機関が農業産業科学技術イノベーションに参加し、デジタル地方およびインテリジェント農業の構築をサポートするよう指導する。現代的な栽培育種業、郷土農民福祉産業、農産品加工流通業などの農業産業分野、特に品種培養、乾燥保管、コールドチェーン鮮度保持、農業機械などの技術分野に焦点を合わせ、情報公共サービスを積極的に展開し、農業技術の専利化・専利技術の産業化・農業製品のブランド化を推進する。地理的表示による農業振興を中心として、情報の照会・検索などの公共サービスを展開する。（責任部門：保護司、公共サービス司、各地の知財管理部門）

（十五）西部地域に対する公共サービス支援を強化する。東部地域および西部地域の知財管理部門の間、公共サービス機関の間に地域協力支援メカニズムを構築するよう統一的に促進する。業務の要件および実際の状況に応じて、西部地域に実務研修人員を派遣し、主要なイノベーション主体からの重要なニーズに対して、知財専門人員を派遣し、知財公共サービスの知的サポートを強化する。西部地域の中心都市が知財公共サービス機関の能力を向上できるようサポートし、地域の知財公共サービスを放射状に発展させる。（責任部門：公共サービス司、人事司、人事教育部、代理師協会、各地の知財管理部門）

五、知財公共サービス支援のデジタル化の推進

(十六) 全国統一知財デジタル公共サービスプラットフォームの構築を加速する。全国統一行政サービスプラットフォームなどの関連の国家プラットフォームとの相互ネットワークを強化し、国家知財保護情報プラットフォームプロジェクトの構築を堅実に推進する。国家知財ビッグデータセンターおよび公共サービスプラットフォームの立ち上げ業務を積極的に推進し、知財デジタル化の土台を構築し、知財公共サービスのオンラインとオフラインの協力を促進し、より多くの知財関連業務でオンラインの「集積処理」、オフラインの「最大一箇所訪問」を実現するよう促進する。地方の知財公共サービスプラットフォームプロジェクトの構築の立ち上げ報告メカニズムを整備および改善し、各地の知財管理部門が差別化・特色化・集約化された構築に焦点を合わせるよう協動的に推進し、各レベルの知財公共サービスプラットフォームの相互ネットワーク・機能相補・資源共有を実現する。2025年までに、国家知財保護情報プラットフォームプロジェクトの構築を完了させ、且つ、互換性のある全国統一知財デジタル公共サービスプラットフォームを暫定的に構築する。(責任部門：公共サービス司、自動化部、商標局、各地の知財管理部門)

(十七) 知財に関するテーマ別データベースの構築を強化する。国家重点産業特許情報サービスプラットフォームの統合とアップグレードを推進し、ビッグデータ・人工知能・遺伝子技術などの新分野・新産業および重点産業と重要な技術分野を中心として、知財に関する複数のテーマ別データベースを構築する。全国の知財に関するテーマ別データベースの統括的協調およびネットワーク共有メカニズムを構築し、地方の地域重点産業を中心とした特色化・差別化されたテーマ別データベースの構築を奨励およびサポートする。(責任部門：公共サービス司、各地の知財管理部門)

(十八) 知財データ資源の供給を増やす。知財データ資源リストを整備し、レベル別・種類別の管理メカニズムを改善し、オープンな共有データの種類を持続的に増加させる。知財データのリスト式供給モデルを構築し、需要と供給のマッチングルートがスムーズにし、データの取得コストを低減する。データインターフェース方式で知財電子証明書を共有し、より多くの電子商取引プラットフォームに専利権評価報告照会を公開する。知財データに関するニーズおよび意見のフィードバックメカニズムを構築し、データの供給品質を向上させる。知財データの安全と発展の關係に統一的に配慮し、知財データの安全管理レベルを向上させる。(責任部門：公共サービス司、自動化部、商標局、各地の知財管理部門)

(十九) 知財情報公共サービス製品を充実する。情報公共サービス製品の場面に応じた普及を強化し、イノベーション主体の知財情報の利用意識および能力を向上させる。特許の検索・分析システム、意匠検索の公共サービスシステム、商標オンラインサービスシステム、知財データ資源公共サービスシステムなどの情報公共サービス

製品を大々的に宣伝して普及させる。「使い勝手が良く、有用」な情報公共サービス製品を選別し、国家知財公共サービスネットワークを利用して全国に公開および普及させる。特許、商標業務の処理システムを最適化し、権利者の知財のオンライン管理機能を充実および改善する。各地の知財管理部門が、その地域の知財公共サービスプラットフォームを利用し、知財データと経済・科学技術・金融などのデータを融合して利用するよう促進し、知財情報の利用場を絶えず開拓するよう奨励する。（責任部門：公共サービス司、審査業務部、初審流程部、文献部、自動化部、商標局・代理師協会、各地の知財管理部門）

（二十）知財データサービス機関の発展と成長を積極的に支援する。知財データ基礎理論および応用場面研究を強化し、データ加工処理および分析利用能力を有するデータサービス機関を対象として、知財の標準化されたデータの供給力をより増大させる。各地の知財管理部門が地方政府による資金などの政策の面での知財データサービス機構に対する相応の支援を受けるよう奨励し、独立した知財を有する世界一流の専利商標データベースの構築をサポートする。（責任部門：運用促進司、公共サービス司、各地の知財管理部門）

六、知財公共サービス人材の専門化の推進

（二十一）知財公共サービス人材チームの建設を強化する。理工学、運営、法律などの学科背景を有する複合型知財公共サービス人材チームを建設し、公共サービス人材プロフィールを改善する。知財公共サービス人材激励メカニズムを構築および整備し、知財公共サービス人材の認証を模索および展開する。公共サービス機関が知財公共サービス人材を育成および推薦し、人材チームを充実させて成長させるよう奨励およびサポートする。中国国内の TISC を組織して世界知財組織の TISC 職員証明書試験プロジェクトに参加させる。（責任部門：公共サービス司、国際合作司、人事司、人事教育部、各地の知財管理部門）

（二十二）知財公共サービス人材を育成するメカニズムを確立・改善する。知財公共サービス人材の育成、評価および成長の専門化ルートをスムーズにする。知財公共サービス人材の育成を複数ルートで推進し、知財情報素養および情報利用能力を向上させる。高等教育機関が情報分析利用関連課程を開設し、知財情報サービス人材育成力を増大させるよう奨励およびサポートする。業務窓口人員の「一箇所多能」の能力を向上させる。知財サービス能力の向上事例ライブラリを充実させ、知財の教育・研修事例を広く周知する。知財公共サービス機関の専利検索分析大会を利用し、大会を通じて研修・実用を促進し、知財公共サービス人材の検索分析技能を絶えず向上させる。（責任部門：公共サービス司、人事司、人事教育部、文献部、自動化部、各地の知財管理部門）

(二十三) 知財に関する知識の普及と教育を強化する。世界知的財産の日の活動、全国知財宣伝週間、中国知財年次総会、中国ブランドの日、中国国際商標ブランドの日および関連のフォーラムなどの重要な活動を十分に利用し、知財政策の宣伝、学術的交流、業務知識の普及と教育を強化し、全社会の知財意識および情報利用意識を高める。各種のフォーラム、展示会、博覧会などを利用し、地方において知財公共サービス機関および情報公共サービス製品を宣伝しこれを広く周知するよう奨励およびサポートする。知財の学内への導入を持続的に推進し、大学生専利検索分析大会、知財ホットスポット問題弁論大会などの各種の大会活動を実施し、大学生の知財情報分析利用の実務技能を育成して向上させるよう奨励およびサポートする。国家知財公共サービスネットワーク、中国知財リモート教育プラットフォーム、専利文献館での公益講座などを利用し、業務知識の研修プログラムを社会に提供する。(責任部門：弁公室、運用促進司、公共サービス司、党委員会・文献部、自動化部、育成センター、代理師協会、各地の知財管理部門)

七、組織保障

(二十四) 政策供給を強化し、プロジェクトの実施を強力に保障する。各地の知財管理部門は、包摂プログラムを、ビジネス環境およびイノベーション環境を最適化する重要な足掛かりとして、知財公共サービスの法治化を積極的に推進し、これに関する法規および政策措置を制定かつ整備する必要がある。地方政府の財政支援を積極的に獲得し、知財公共サービスに対する資金保障を増大させ、包摂プログラムの実施を保障する。条件に見合う地方における、知財公共サービス発展のための特別資金の設置を奨励およびサポートする。

(二十五) 組織と実施を強化し、経験の総括と普及をよく行う。各地の知財管理部門は実情に基づき、具体的な措置を詳細に定め、責任分担を明確にし、イノベーションの取り組みを模索し、実施効果を強調する必要がある。新たな状況や新たな問題については、これを解決するために随時検討を行うとともに有効な措置を採択する。各地の知財管理部門は、社会における包摂プログラムの知名度および影響力を絶えず向上させ、業務の成果および模範的な方法を国家知識産権局に随時報告する必要がある。国家知識産権局は、経験により得られた模範的な方法を全国で宣伝してこれを広く周知する。

(二十六) 分類指導を強化し、評価制度を改善する。国家知識産権局は、知財公共サービス情報収集スポットを全国で設立し、公共サービス業務の状況および問題の要件を随時把握し、包摂プログラムの実施業務に対する適切な指導を強化する。措置が優秀で、際立った成果を得た地方については、知財関連優遇政策措置においてこれを重視し、関連する評価作業に反映させる。

出所：国家知識産権局商標局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/13/art_75_187487.html

※本資料は、ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。